

議案第25号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）を次のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

基山町長 松 田 一 也

提案理由

組織団体の数の増減に伴う組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることになっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

平成30年6月8日原案 可決

別紙

佐賀県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合理約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。